納本制度審議会会長中山信弘殿

国立国会図書館長 長 尾 真

諮問書

納本制度審議会規程(平成9年国立国会図書館規程第1号)第2条第1項の規 定に基づき、次のとおり諮問する。

(諮問)

国立国会図書館法第 25 条に規定する者(私人)がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第 24 条第 1 項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について

(理由)

平成 16 年 12 月 9 日の納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」は、納本制度とは別の制度によりネットワーク系電子出版物を収集することが適当であるとした上で、その場合の制度の骨格を示した。同答申は、他方で、ネットワーク系電子出版物の特質にかんがみ、「(国立国会図書)館の任務遂行に必要な広い範囲の対象を収集するという基本的な考え方を維持しつつ、制約のある資源の下で、収集の緊急性の程度その他の要素を勘案して収集の実施を段階的に進めることが考慮されるべきである」と提言している。この段階的実施の方向に沿って、国立国会図書館法の改正(平成 21 年法律第 73 号)により、いわゆる政府機関等(国立国会図書館法第 24 条及び 24 条の 2 に規定する機関又は法人)が公衆に利用可能としたインターネット資料の収集の制度の実現を見た。

近時、私人(国立国会図書館法第 25 条に規定する者)が、従来であれば国立国会図書館法第 24 条第 1 項に掲げられた図書、逐次刊行物等として発行した資料を、従来の出版と同様の編集過程を経つつ、インターネット等を通じてのみ出版する事態が急速に進展しており、これらの情報を包括的に収集することができない状態が続くと、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」(同法第 25 条)という納本制度の目的が達せられないおそれがある。

このような編集過程を経てインターネット等で利用可能とされた情報を他の情報と区別して包括的に収集する制度を設けることの適否について、また適当であるとした場合に、その収集の対象、方法の在り方等について、調査審議をお願いする。